

第 4 5 号議案

専 決 処 分 に つ い て

令和 3 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、令和 4 年 3 月 3 1 日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

新宮町長 長 崎 武 利

理 由

令和 3 年度の診療報酬等が確定したことなどのため、令和 3 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、
令和 3 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

新宮町長

長崎 武利

令和３年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和３年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，５８９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５，２４４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月３１日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	16,393	1,509	17,902
	1 使用料	16,345	1,509	17,854
2	県支出金	10,446	656	11,102
	1 県補助金	10,446	656	11,102
3	繰入金	9,028	△4,754	4,274
	1 一般会計繰入金	9,028	△4,754	4,274
歳 入 合 計		37,833	△2,589	35,244

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 27,752	千円 △2,589	千円 25,163
	1 施設管理費	27,346	△2,589	24,757
歳 出 合 計		37,833	△2,589	35,244

1 総括
(歳入)

歲入合計	37,833	△2,589	35,244
------	--------	--------	--------

(歳 出)

[illegible][illegible]

2歳入

1款 使用料及び手数料1,509千円

1項 使用料1,509千円

目	補正前の額	補正額	計
1 総務使用料	千円 16,345	千円 1,509	千円 17,854
計	16,345	1,509	17,854

2款 県支出金656千円

1項 県補助金656千円

1 診療所運営費補助金	10,446	656	11,102
計	10,446	656	11,102

3款 繰入金△4,754千円

1項 一般会計繰入金△4,754千円

1 一般会計繰入金	9,028	△4,754	4,274
計	9,028	△4,754	4,274

節		説明
区分	金額	
2 診療報酬外使用料	千円 1,509	診療報酬外使用料千円 1,509

1 診療所運営費補助金	656	へき地診療所運営費補助金656

1 一般会計繰入金	△4,754	一般会計繰入金△4,754

3	歳	出	
1	款	総務費	△2,589千円
	1	項	施設管理費
			△2,589千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 27,346	千円 △2,589	千円 24,757	千円	千円	千円	千円 △2,589
計	27,346	△2,589	24,757	0	0	0	△2,589

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 △529	千円 看護師派遣委託料 △529
18 負担金補助及び交付金	△2,060	県医師派遣負担金 △2,060